

小矢部市地区スポーツセンター（令和5年10月1日改定）

改 定 後			現 行						
(単位：円)			(単位：円)						
施設名	区分		基本使用料						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
小矢部市立藪波スポーツセンター、小矢部市立水島スポーツセンター及び小矢部市立北蟹谷スポーツセンター	大会	有料の場合	2,250						
		無料の場合	440						
	練習		230						
備考			備考						
1 この表において「有料」とは、大会、試合等において使用者が入場者から入場料を徴収する場合をいい、「無料」とは、大会、試合等において使用者が入場者から入場料を徴収しない場合をいう。			1 この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。						
2 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて使用する場合は、当該時間に係る使用料は、この表に定める額に、その30パーセントに相当する額を加算した額とする。			2 使用者が使用時間を超過して使用する際の当該時間に係る使用料は、この表の額の30パーセント増とする。						
3 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。			3 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。						
4 使用時間の短縮による使用料の減額は行わない。			4 使用時間を短縮した場合においても、使用料は減額しない。						
5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。									
小矢部市立藪波スポーツセンター、小矢部市立水島スポーツセンター及び小矢部市立北蟹谷スポーツセンター	大会	有料の場合	9時～12時	12時～17時	17時～21時30分	9時～17時	12時～21時30分	9時～21時30分	
		無料の場合	860	1,430	1,430	2,290	2,860	3,720	
	練習		150円/時間						